

しかし、現在音楽のICT教材の開発というのは大分遅れているのかなというふうに認識をしております、令和3年度からGIGAスクール構想によって1人1台の端末が整備され、デジタル化されるこれからの時代に一人も取り残さないという観点に立ったときに、障がいがあったりデジタル化の恩恵を受けられないという不公平にならないように丁寧に寄り添った形にしていかなければいけないと思います。支援級に関しては、音楽とかという教科というのはなかなかデジタルの教材やソフトなども少ないのかなというふうに思うのですが、この辺りはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

教 育 長 今の特別支援学級の子供たちは、いわゆるそれぞれの通常級のところにも所属しております。ですから、そのお子さんの状況によって通常級の子供たちの授業一緒に受けている場合もございます。特に、4教科というんでしょうかね。そういった内容は一緒に参加しているのが多いというような状況でございます。ですから音楽もどちらかというところとそういった内容で実施しているのかなと。いわゆるそれぞれの学年のクラスに入って授業を受けているということが一般的に多いんじゃないかなといったところであります。

デジタル教科書云々ということにつきまして、今お話されましたように、音楽もあることは確かでございますけれども、それは、ですから通常級のお子さんと一緒に扱っての授業構成なのかなというふうなところでございます。

また、このいわゆるICT機器、1人1台端末の活用ということの中で、特別支援教育については非常に期待されているところが大きいということをお伺いいただきありがとうございますし、それはそのとおりだと言われておりますし、私自身も思っております。特に、知的障がいについてもそういった意味の中では様々な活用ができるのかなと考えております。

1 3 番 ちょっと介護のほうは質問できなさそうで申し訳ありませんが、今回この全ての子供たちに一人一人にGIGAスクール構想ということでコンピューターがされましたけれども、今後大井町にとって将来活躍する児童・生徒がたくさん増えることを期待をいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

議 長 以上で、13番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

引き続き、通告7番、4番議員、和田紀昭君。

4 番 通告7番、4番議員、和田紀昭です。

初めに、現在も続くコロナウイルス感染症脅威の中、治療に専念されている医療従事者の方々には厚く御礼申し上げます。また、ワクチン接種に向けて準備を進められている町行政には、町民の皆様も期待しておられます。正確・迅速な情報発信、また安全なワクチン接種に向けて対応していただきますよう切に願っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

- 1、消防団員の人員確保について
- 2、ポンプ車分団の自動車運転免許問題について
- 3、消防・防災対策推進協議会における協議の進捗状況について

質問いたします。

1つ目の質問でございますが、昨今我が国では、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の、災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。そのため地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要であり、消防団の減少に歯止めをかけなければならない状況です。このことを踏まえ、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律が成立いたしました。期待以上の成果が現れていないと感じております。現在大井町でも相和地区を中心に団員確保が難しい状況が続いております。各分団では自治体等が勧誘活動を行っているようでございますが、町としてはこの問題をどう捉え、今後どのような対策をしていくのかお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、2017年3月12日の道路交通法改正により普通免許での運転できる範囲が車両総重量3.5トン未満となっております。ポンプ車を抱える3個分団に関しましては、普通運転免許で運転ができない車両が配備されております。分団によっては定員の4分の1の団員が既に運転できない状況だと伺っております。この件について、町ではどのような対策をしているのかお伺いします。

3つ目でございますが、今の2件も含めまして現在消防防災対策推進協議

会で有識者を含め協議されておりますが、現在の進捗状況についてお伺いします。

以上のことについて、登壇での質問といたします。御答弁よろしくお願いたします。

町 長 和田議員からは、消防団運営に関する課題について、3点の御質問をいただいておりますが、1点目と3点目については関連する内容であるため、初めにこの2つの質問について、一括してお答えいたします。

議員の皆様におかれましては、既に消防団の重要性・必要性については御理解いただいていると思っておりますが、答弁に当たって、まずは消防団に求められている役割や現状についてお話させていただきます。

消防団は火災による消火活動はもちろん、台風などによる風水害が懸念される状況にあつては、巡回警戒に当たったり、地震などの大規模災害が発生した場合は、救助活動の前線を担うことになっていたりするなど、あらゆる災害の場面において住民の大切な命や財産を守るための機動的な役割が求められているところであります。また、平時においては、こういった有事に備えた資機材の整備をはじめ、人命救助や消火に必要な訓練を受けたり、火災を未然に防ぐための防火活動を実施したり、まさに町の安全、安心に欠かすことのできない大きな存在となっております。しかしながら、団員数の推移は、消防団条例にある定数143名に満たない状況が長く続いており、町といたしましても大変危惧しているところであります。現在の欠員状況を簡単に申し上げますと、定員を満たしている分団もあるところではありますが、その多くが数名程度の欠員となっており、全体の欠員数は20名、定数143名に対する充足率は86.0%となっております。ちなみに、令和2年度当初の県内の充足率の平均が、90.2%であることを踏まえると、本町の充足率は、若干、県平均を下回っているということになります。団員確保の状況については、議員御承知のとおり、現在は、それぞれの自治会や各分団で御尽力いただいているところでありますが、充足率は年々低下しており、消防団を取り巻く課題の中でも喫緊の課題であると認識しております。

町といたしましても、こういった成り手不足にある現状を重く受け止め、今後の消防団の在り方を幅広く議論する場として「大井町消防・防災対策推

進協議会」を立ち上げ、今年度、これまでに3回の会議を持ちました。この協議会のメンバーは、私を会長として、町議会議員、3地区代表自治会長、消防団長、そして学識経験者として消防団長経験者2名の計8名の構成となっており、具体的な取組の方向性について協議しているところでございます。

まず、人員確保については、大きく平たん地域と丘陵地域で課題の性質が異なることに着目し、その対策もそれに応じた内容とすべきといったところから協議を進めております。人口や世帯数の多い平たん地区においては、団員の対象となり得る人材が豊富にいるにも関わらず、成り手が見つからないといったことから、消防団に関心を持ってもらうような施策が一定の効果を上げるのではないかといたしました。主な施策といたしましては、企業や事業所を対象とした「消防団協力事業所制度」と、学生が消防団活動をすることで、就職活動の自己PRにも活用できる「学生消防団活動認証制度」を導入し、人員の確保と若い世代の消防団に対する理解を深めてもらうことを狙いとしています。

これに対し、丘陵地域においては、団員の対象となり得る人材が少なく、既に成り手不足によって分団活動における負担が非常に大きい分団もあることから、現役分団員のフォローも見据え、消防団OBの力を活用した「機能別消防団員制度」の導入を検討していくこととしております。また、近い将来、分団組織の維持が困難となる地域があることを踏まえ、丘陵地区の分団数を4個分団から2個分団に統廃合せざるを得ないのではないかとという意見も出されております。これらは、現役分団員からも意見を伺っているところであり、その結果を協議会にフィードバックし、さらに協議を重ねていく予定としております。特に、統廃合といった組織再編については、関係自治会との調整も必要と思われることから、まずはしっかりとした方向性を出すことを念頭に、次年度以降も引き続き協議会を開催し、検討を続けていく必要があると考えております。

また、共通課題として、消防団のPR不足についても議論がなされており、協議会の中では、消防団の役割や重要性を早い時期に知ってもらうため、例えば学校の授業中で消防団を取り上げていただくとともに、消防団を肌で感じてもらえるような機会づくりが必要であろうという意見も出されていると

ころでございます。

協議会においては、ほかにも、定年に関することや処遇に関することも協議のテーマとして取り上げております。定年の引き上げや撤廃についての協議会の見解といたしましては、分団員としての使命感などは、ゴールがあるから高いレベルで維持できているという部分もあり、大井町消防団としての士気を下げることになるのではないかとという慎重な意見が多くを占めている状況であります。また、分団員の処遇については、県内でも高額な部類に位置づいていることから、当面は現状維持で問題ないという共通理解がなされております。このように現状における課題について、メンバーから忌憚のない意見をいただきながら、一つ一つ課題を整理し、課題の解消に向けた取組を検証しているところでございます。いずれにいたしましても、これまで協議してきた内容を、今年度最後の協議会で意見集約する予定でおりますので、町といたしましては、その意見を参酌し、今後はできる限り早い段階での実現に向けて取り組んでいく所存でおります。

次に、2点目の「ポンプ車分団の自動車運転免許問題」についてお答えいたします。

これは、平成29年の道路交通法の改正により、新たに準中型免許が新設され、これまで普通自動車免許で運転できた車両総重量の制限が5トン未満から3.5トン未満に引き下げられたため、車両総重量が3.5トン以上ある消防ポンプ自動車の運転に影響が出ているものでございます。

そもそも、この改正の背景には、中型自動車免許の取得の条件が、20歳以上で普通自動車免許の取得後2年を経過していることとされ、運送ドライバーとして働く意欲のある若者にとっては、就職の足かせとなっていたわけでございます。そのため、ドライバーの人手不足の解消と、就職希望者への配慮から、取得に条件のない準中型自動車免許の創設に至ったと聞いております。

町の消防団に配備している車両は、消防ポンプ自動車と可搬ポンプ積載車の2種類があります。この影響を受けているのは、消防ポンプ自動車が配備されている、第1分団、第3分団、第5分団の3個分団となります。

この制度改正に対する対応については、平成30年9月議会において、清水

議員からも質問された経緯がございます。当時は、3.5トン未満の消防ポンプ自動車の開発に期待を寄せる部分もあり、支援については検討するという答弁をさせていただいたわけでありますが、この車両開発が思うように進んでいないのが現状であり、今年度更新した第5分団の消防ポンプ自動車の仕様設計時においても、3.5トン未満の消防ポンプ自動車を選択できる状況ではありませんでした。

この制度改正に対する率直な思いといたしましては、消防団員の成り手不足が全国的に深刻となっている状況において、各自治体は様々な取組を講じて成り手不足の解消に努めているにも関わらず、そういった配慮が全くなされていないということに対し、大変残念な思いを抱かざるを得ないといったところでございます。しかしながら、この影響はじわじわと広がりを見せているものであることから、町といたしましても、できるだけ早く対策を講じる必要があると考えております。

そこで、令和3年度に現在の大井町消防団員の免許取得状況を調査し、まずはその実態の把握に努めることといたします。あわせて、各自治体の取組事例を参考にしながら、本町における準中型免許取得費用助成制度の在り方を検証していきたいと考えております。この免許の取得についても、費用もさることながら、教習所に通うという負担が非常に大きいものとなります。したがってそういった負担を強いらなければならないということも踏まえて、町としてできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

私からの答弁は、以上となります。

4 番 御答弁いただきましたので再質問させていただきます。

現在消防団員の減少に関しましては全国的な問題っていうのは承知しておりますけれども、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、消防団協力事業所制度というのが実際にはもう誘致につながっていないと考えますけれども、町としてはいかがお考えでしょうか。

防災安全課長 議員がおっしゃられている消防団協力事業所表示制度、こちらは平成18年に国が導入したものでございまして、当時消防団員の被雇用者の割合、こちらが7割を占めていたというようなところから、さらに国としては被用者の入団しやすい環境、それと消防団員として活動しやすい環境を整備することが求めら

れていたというところによって制度がつくられたというようなものになります。

そもそもこの制度は、従業員が消防団に相当数入団していたりですか、あと従業員が消防団活動について積極的に配慮している、そういった事業者などに対して表示書といったものを交付して社会貢献を果たしているということを社会的に評価いたしまして、事業所の信頼性の向上に資すると言ったようなものでございます。

したがって、議員おっしゃるとおり表示書の交付を受けて、それを掲示できるといったような先のメリットだけでは新たに協力事業所になろうといったような動機づけといたしましては若干弱いのかなというような感じがしております。既に市町村においては、独自で制度を運用しているケースなどがございまして、その様子を見てみますと、例えば、この消防団協力事業所として認定された事業者に対しては、入札における加点が受けられたりですか、あとは表彰の対象にするといったようなところが市町村レベルでは多くを占めております。県レベルになりますと、例えば、法人事業税の減税を行っているといったようなところもあるようでございます。いずれにいたしましても、やはりこの制度を魅力あるものにしていくためには、さらに事業所が関心を持つ様な特典をこれにつけていく必要があるのではないかというふうに認識しておりますので、本町で導入する際にはその辺りも十分踏まえて仕組みづくりを考えていければなというふうに思っています。

- 4 番 今御説明いただいた入札の加点ですか、減税とか、そういったものをぜひ導入していただいて、やっぱりアピールすることが大事ですので、ぜひ皆さんに周知していただけるような、ぜひそういったシステムが導入された際には皆さんに周知していただいて、事業所の方からも協力していただけるような体制を取っていただければなというふうなふうに思います。

機能別消防団員についてさっき御答弁の中にもありましたけれども、私もいろんな意見を耳にしました。昨年までは私も選挙活動中に公約に掲げてしまったんですけれども、ちょっといろいろな意見を聞くと、ちょっと問題点が少し出てきているような話を聞きました。現場の統制が取れないですか、現場作業での高齢化というのも問題になってきているようです。そういった問題が南と松田で機能別消防団員導入されていると思うんですけれども、そ

ういった声を聞くことが多かったんですね。あんまりそういった意見を聞く限りでは、大井町では現実的ではないように感じますけれども、いかがお考えでしょうか。

防災安全課長　今お話のありました機能別消防団制度ですけれども、こちら一言で機能別消防団制度と言いましても、その形態結構幅広くございまして、例えば小田原市さんが創設しているような女性消防団なども広く捉えると、この機能別消防団というような位置づけになるかと思われまます。そういった新たな分団の創設といったようなことは現時点においては分団活動において消防団の負担軽減やそれから成り手不足、そういったところの根本的な解決になる手だてかというとなら効果は非常に薄いのかなというふうに考えております。

それから、議員が先ほどおっしゃられました松田町さんなどが導入している機能別消防団員についても、議員お見込みのとおり課題がございまして、協議会でも特に指揮命令系統については非常に危惧するといったような意見が出されているところがございます。答弁でも申し上げましたように、この機能別分団員については、既に成り手不足から分団運営に支障が出ている分団、そういったところに緊急的な支援策として取り扱うといったような部分については有効ではないかというふうな考え方があるわけですが、仮に、例えば丘陵地域の分団員を減らしていくというような大きな流れを見据えたところで、行動に移した場合なんですけれども、こちらも恐らくそんなすぐには、例えば4個を2個にするといったようなことは非常に難しいのかなというふうに考えております。ですから、例えば、ある程度部制から統合といったような流れを組んでいく必要もあろうかと思っておりますので、そういった中では今丘陵地域の分団の団員数も各分団で違いがございまして、そういったところの経過年数の間にどうしても消防力が落ちてしまうというような緊急的なところについては、やはりこの機能別消防団員制度というのを導入して、一定の時間はそういった人たちの協力を得ながら消防力を維持した状態で統合とかに結びつけていくといったようなところで、この機能別消防団員制度を活用するのは十分考えられるかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この機能別消防団員を導入することによると現役分団員の人との関係も非常に慎重にならざるを得ない部分もあると思いま

すので、ここはやはり導入に当たっては現役消防団員等の意見も伺いながら慎重に進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

- 4 番 町長にお伺いしたいのですけれども、まずこの問題を少しでも解決するには町職員の方の入団というのが必須になってくるのではないかなと考えるんですね。先日お伺いしたのですけれども、職員採用の面接時に消防団に入る意思があるかどうかは確認はしているよというような話を聞いていたのですけれども、実際にやっぱりちょっと最近町職員の方が実際に入団していない職員の方が多いのかなというのが現状だと思うのですね。断られる際に、休みの日に趣味があるとかそういったのでちょっと暇がないのでできないですというような断られ方をするみたいなんですけれども、現在消防に入られている方も休みの日は体を休めたり、子供と遊んだり、別に無趣味の人がやっているわけではないんですよ。別に暇だからやっているわけじゃなくて、暇な人間なんていないんですけれども、その中で地元の安全を守りたいとか、そういった責任感のもとに活動をしていただいているんですけれども、その見本であるべき職員だと僕は思うんですけれども、そういった理由で断るといのはちょっと私には考えられないなというのが正直な感想です。そうやって面接で確認しているのであれば、4月から同時に分団に配属になっちゃうよとか、そういったものっていうのは少しぐらいやってもいいんじゃないかなって考えるんですけれども、その辺町長はどういう感じでお考えですか。

- 町 長 正直なところ、まさに和田議員と同じ考えを持っております。しかし、どうでしょうかね。これは消防団に限らずいろんな今会はどこも皆そういった状況で、自分の楽しみっていうのは皆結構大事にしています。それは悪いことじゃないんですけど、町の職員、消防団のことに話を戻しますと、もちろん地域の安全・安心のために町は総力を挙げてやっているところでありますし、また消防団員になっていただいてそういったこと実践の場として、また地域の人と触れ合う中でいろんな地域の状況も分かるし、人の関係の交流もできるので大変大事なところであり、私は入ってほしいと思っております。現に面接のときにはちょっとした確認程度はします。しかし、これは強要できないんですよ。採用条件に消防団入団なんて書いたら大変なことになっちゃうのではないかなと思います。書きたいのは山々なんですけど、それは議員

が認めてくれればまた別ですけど。少なくともそういった思いはあります。しかしながら、現実としてそれは個人の選択の自由って言えばそれまでですけど、ぜひそういったものを意識していただいた中で、今後すぐに入られなくても状況を見た中で対応していただけるのが一番ありがたいことでもあります。ぜひ条例に載せるようなことできたら、やっていただければありがたいです。よろしくをお願いします。

- 4 番 町長の思っているか、町長も実際には消防団のOBであられると思うんですけどね。以前なんですけれども、5年ぐらい前と7、8年前ですかね。新しく入られた職員の方に研修の一環として相和の分団に入団していただいた経緯が多分3、4人あると思うんですけども、今後そのような方針を取る可能性っていうのはございませんでしょうか。

総務課長 確か4年ほど前かなというふうに記憶してございますけれども、研修という位置づけから3人ほどそういった対応したというふうに聞いてございます。町職員といえば即、防災要員ということもございまして、その防災要員が現場の消防団っていうのを確認といいますか、体験するというところも一定の効果があるのかなというふうに思っています。そういった中で、この推進協議会ですか。そちらのこの議論の方向性もございましてけれども、要請があれば具体的な実現性という意味では不透明な部分もあるかもしれないんですけども、要請に応じて防災安全課とともに連携して考えていく必要があるのかなというふうに思います。

- 4 番 平成25年法律第110号の第10条で、やっぱり公務員の消防団員の兼職による関する特例がございましてけれども、地方公務員38条第1項の兼職についても認めなければならないとあります。こうした特例があるのもやはり公務員の力が必要なかなと感じておりますので、ぜひ採用の際にもぜひ協力いただけるようお願いいたします。

町長の施政方針の中に、団員の加入促進と昨日お話されていましたが、どのような加入促進を町長はするつもりでいるのかお聞かせください。

町長 難しいなと思います。ただ、今このような議員の発言の中ありましたように、町の課題の一つでもありますので、折に触れて手法といたらなかなか難しいなと実際思っております。ただ、アピールする、そして必要性、そしてま

た町の消防団員、消防団が町の職員に頼ってしまっはいけないと思うんですよね。1件、2件と火災なんかはいいですけど、大災害のときには町の職員はもうその要員も既になっておりますので、それによって分団の中ではあまり比重が高いと、今度そちらのほうの力が落ちてしまうということを含めますと、ある程度の人が入っていて消防団活動をやっていただける等の説明がありましたように、いろいろな面で重要なことであるし、そういうことをアピールするようなことを今後とも、今までもやってきたつもりですけども、やっていきたいと思っております。

- 4 番 現在も有識者会議、対策会議行われておりますけれども、この4月からもう、ある分団に関しては定員16名に対して定員6名になってしまうと。もうせっぱ詰まった状況はもうずっと続いていて、もうこの4月からは本当に6、7名になってしまうというようなことがあるんですね。本来であればもう4月から対策をしていただきたかった。というのが私の正直な想いです。こちら辺の対応がちょっと町として遅いんじゃないかなと、ちょっと遅れちゃっているんじゃないかなと感じるんですけど、その辺はいかがお考えですかね。

防災安全課長 議員おっしゃるせっぱ詰まった状態というのは、恐らく丘陵地区の分団のことだというふうに推察する訳ですけども、丘陵地区においては、平成25年になるんですが自治会長さんと消防団幹部に集まっただきまして今後の在り方について協議した経緯がございます。当時は、何とか消防団活動を維持できるそういった団員数を確保できていたというようなところなんですけれども、将来的には厳しくなるといったようなお話がやっぱりそこでも出ていたというふうに聞いております。しかし、東日本大震災後というようなところもあって、国も地域の消防力の維持それから充実そういった必要性を訴えているような方向でございました。そういったところを背景に、その会議の場では今しばらく現状の体制で消防力を維持することについて関係者皆様の理解をいただいたというような経過となっております。その後、町といたしましては、先ほど言った研修の一環というようなところで丘陵地区の分団に職員を一時的に入団させるといったような手だてを提案させてもらったわけなんですけれども、丘陵地域においてはそういった対応を望まないというような地域もございまして、町

といたしましては、その後に何かこれに変わる方策はないかなというふうに考えていたところなんですけれども、それがこれまでなかなか行動に移せなかったというところは反省すべきことなのかなというふうに感じております。

今回、消防・防災対策推進協議会こちらを立ち上げて、統廃合に関するテーマそういったものも取り上げているところなんですけれども、統廃合については関係者あるいは自治会さんとかとの調整も必要となりますので、その結果を踏まえて協議会でもさらに検討をしていく必要があるところであろうというふうに思っているわけなんですけれども、先ほど議員がおっしゃられるとおり、成り手不足は非常に深刻な地域があるというような現状も踏まえまして、この協議会の進捗についてはできる限り効率的に協議を進めて、早い段階で町の結論というか方針こちらを出していくように努めていければなというふうに考えております。

- 4 番 対応を進めていただければなというような考えを持っておりますけれども、今年と昨年なんですけれども、自治会長が近所に転居してきた方に声をかけていただいて実際にこの勧誘につながったり、町民大会で若い地元の方が来てたときに消防団に紹介をしていただくいたりして入団につながったという経緯があるんですけれども、町として自治会等に入団促進につながるような資料とかを作っていただいて配布していただく等のお考え等はございますでしょうか。

防災安全課長 今議員がおっしゃられたような事案というのは本当にありがたいことだなというふうに町としても思っているところでございます。やはり新たな分団員の確保という部分については、現状が自治会さんに主として動いていただいているようなところもあれば、分団が独自で動いていただいているような地域もあつたりですとか、理想としましては、やはり地域と消防団が連携してそういった人員確保の具体的な動きが取れると非常にいいのかなというふうに思いますので、そういったところではやはり自治会に対して町も消防団員を見つけてほしい、穴空いているところで困っているといったようなところで、やはり町全体でそういった認識を共通で持っていただけるという周知の仕方というものは非常に大事になってくるのかなというふうに思いますので、今後そういったところは町から発信していきたいなという

ふうに思っております。

- 4 番 そちらのほうもすぐに進めていただいて、いい資料ができることを切に願っております。

2番目の質問に移ります。

私の調べでは、準中型免許の取得に20万円程度費用がかかると聞いています。団員に仕事の最中ですか、今教習所に行ってもらうような形になってしまうと思うのですけれども、時間もかけて費用まで負担をかけるということはできればしないでいただきたいというのが正直なところですね。ある程度団歴における制約というのは必要だとは思うのですね。例えばですけれども、入団2年以上たっていること。免許取得後5年間は所属すること。年間例えばですけれども、各分団1名ずつですとかそういった制約というのは必要になると思うのですけれども、そういった約束を元に費用は全額町が負担すべきだと私は考えます。

先ほど答弁の中で、各自治体の取組事例を参考にするとありましたけれども、ポンプ車を持つ自治体自体が少ないんですよ。ですからこういった件に関して、ぜひ大井町が率先して支援していったほうが良いと考えますけれども、その辺いかがでしょうか。

- 町長 今和田議員の御提案、私も実は考えているところでありまして、5年間は必ず辞めないでくれというのも一つ条件に入れなきゃいけないと思うんですよ。というのは、免許を取るために入る人がいないとは限りませんので。そうしたこと、そういった制度をつくって少しずつでもそういった5トン免許ですか。運転できる免許証を持った団員を各分団に何名かぐらいは、その数字は幾つにするかは別ですけれども、そういった助成制度を今後私は考えていきたいと、まだ誰にも話していませんので、相談もしていませんけれども、実は今回この質問の中で思っていたところでもあります。いろいろ研究した中でしっかりと運用できるような制度となっていければいいかなと思っております。

- 4 番 町長から力強いお言葉をいただきましたので、もうこれも先ほど対応の遅さの問題、発言させていただきましたけれども、実際もう既に定員の4分の1が運転できない分団が出てきておりますので、そういった人間が実際に火災

が起きたときに、その4分の1の人間だけが集まる確率も当然あるわけですよ。人数が集まっているのにポンプ車出せなくて出動できないと、そういった問題も出てくると思いますので、この辺も迅速に対応していただいて、希望としましては来年私が予算案を見るときには、そのこの予算の欄にその免許取る費用が乗っているとうれしいなと考えます。

今回5分団の車両は新しく一新されましたけれども、先ほどの答弁の中で3.5トン未満のポンプ車両の開発が進んでいない状況にあると言われているんですけども、あるメーカーなんですけども、5分団のポンプ車と同じCD1型のポンプ搭載でA2ポンプとその性能ですね。3.5トン未満の車両が発売されているんですね。これ1メーカーだけなんですけども、この車両を購入検討には入れたんでしょうか。なぜ、この車両を私は購入しなかったのかなというふうにちょっと疑問に思っているんですけども、この辺についていかがでしょうか。

防災安全課長 議員おっしゃるとおり、現時点では1社メーカーで3.5トン未満の消防ポンプ自動車を開発がなされておまして、5分団の車両更新時には既にあったというような状況でございます。ただ、今回更新した5分団につきましては、立地的な意味でも四輪駆動車が必要だったというようなところが1つ要件としてございます。この3.5トン未満の車両には四駆の設定がなかったというようなところがまず1つ理由として挙げられます。

それと、あとこれは聞いたところによるんですけども、真空を入れるいわゆるPTO操作、これが今までの車両よりも手順が増えるといったようなところも聞き及んでおりましたので、そういったところも1つの要件となっております。

あと最後には、やはり1社ということですので入札等した場合に競争の原理がなかなか働かないのではないかとというようなところもございまして、今回は今までと同じような仕様での車両の更新とさせていただきます。

議長 以上で、4番議員、和田紀昭君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時40分いたします。

(10時22分 休憩)

(10時40分 再開)